

◇平成26年中の所得から適用されるもの◇

帳簿の記帳と帳簿などの保存が義務になります

平成26年1月から(平成27年の申告)、事業所得(農業・営業など)、不動産所得、山林所得のあるすべての人は、白色申告で申告している人も、事業に関する収入や支出を帳簿に記載すること、帳簿や領収書などの資料を保存することが義務づけられます。

◆注意◆ 帳簿の記帳と帳簿などの保存の義務は、所得金額、税額に関わらず、事業所得などのある人全員に適用されます。非課税や収入が少ないことを理由に、義務が免除されることはありません。

- 帳簿の記帳……収入金額や経費について、年月日、売上先、仕入先、相手方の名称、金額などを記載します。様式については特に定めはありません。
- 保存が必要な書類……収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書など

【書類の保存期間】

帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定帳簿)	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿(任意帳簿)	5年
請求書・領収書など	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関する請求書・納品書・送り状・領収書などの書類	5年

社会保険料(国民年金保険料)控除を受ける場合は証明書が必要です

■控除証明書専用ダイヤル【☎0570(070)117】

確定申告で国民年金保険料を申告する場合には、日本年金機構から送付される「控除証明書」が必要になります。詳細や再発行については、控除証明書専用ダイヤルへお問い合わせください。

再発行は、請求から1週間～10日かかります。受付は3月14日(金)までです。

公的年金等受給者に係る確定申告不要制度

■真岡税務署個人課税部門【☎0285(82)2116】

平成23年分以後の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

※所得税の還付を受けるためには、確定申告書の提出が必要です。

※確定申告書の提出が要件となっている控除(損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要です。

※詳細はお問い合わせください。

家屋を取り壊したら届出をお願いします

■町税務課資産税係【☎0285(677)6078】

平成25年中に家屋を取り壊した人は、家屋滅失届を町税務課に提出してください。届出がないと固定資産税が課税されてしまいますので、忘れずにお届けください。なお、滅失登記済みの家屋は届出不要です。

確定申告の準備をしましょう

■町税務課町民税係【☎028(677)6013】
真岡税務署【☎0285(82)2115】

◇申告前の準備をお願いします◇

2月17日から始まる確定申告に向けて、事前に次のことを準備してください。

- ・営業や農業などの収入や経費の計算
 - ・医療費控除を行う場合、医療費の集計
 - ・源泉徴収票や支払証明書、医療費の領収書など、申告に必要な書類の整理
 - ・住宅借入金特別控除を受ける場合、必要書類の用意(登記事項証明書、借入金年末残高証明書、住民票、契約書の写しなど)
- 受付時間や待ち時間の短縮、自書申告にご協力をお願いします。

◆注意◆ 申告相談の日程などについては、広報はが2月号でお知らせします。個人あてに通知を郵送しません。ご了承ください。

◇平成25年中の所得から適用されるもの◇

①給与所得控除の上限が設定されました

給与収入の合計が1,500万円を超える場合、給与所得控除が245万円を上限とするよう定められました(変更前は上限なし)。

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額
1,800,000円以下	収入金額×40% 650,000円に満たない場合には650,000円
1,800,000円超 3,600,000円以下	収入金額×30%+ 180,000円
3,600,000円超 6,600,000円以下	収入金額×20%+ 540,000円
6,600,000円超 10,000,000円以下	収入金額×10%+ 1,200,000円
10,000,000円超 15,000,000円以下	収入金額×5%+ 1,700,000円
15,000,000円超	2,450,000円(上限)

※平成25年中の所得から適用されています。

②復興税が創設されました(復興特別所得税)

東日本大震災からの復興のための財源を確保するため、復興税として基準となる所得税の税額に2.1%をかけた金額が上乗せされます。これは、平成25年分以降、25年間にわたり課税されます。(例)計算された所得税額が10万円のとき、復興税分として10万円の2.1%の2,100円が上乗せされます。

※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について、源泉所得税が徴収される場合は、復興特別所得税が併せて徴収されます。